



第 6 章

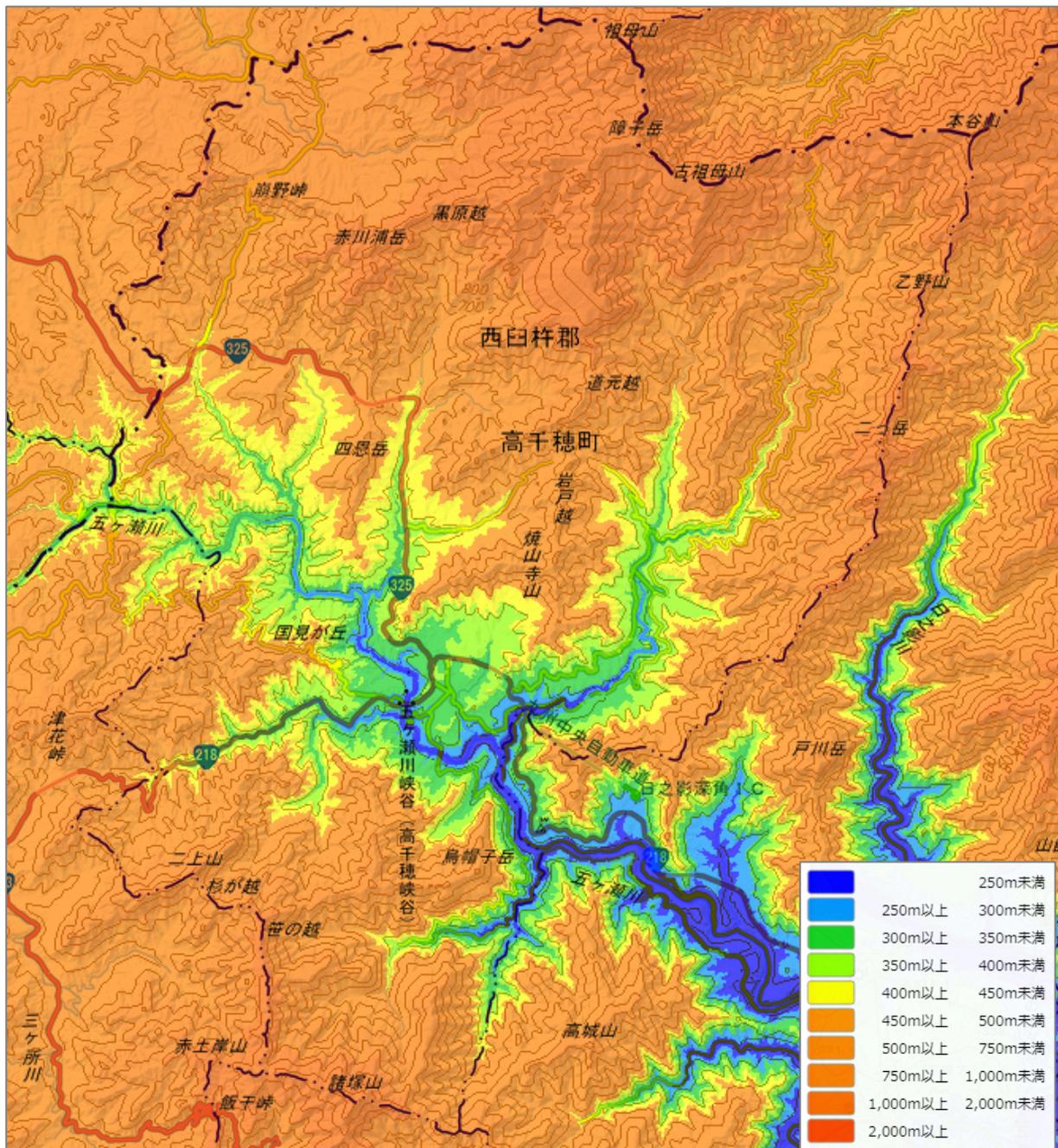
防 災 指 針

2. 高千穂町における災害リスク

(1) 地形特性

- 平地部の標高は 300~400m 程度（下図の緑・黄緑）であり、町内各所には傾斜地が点在しています。
- 起伏に富んだ地形のため、平地部の割合が少なく、わずかな平地部に居住地が集中しています。

■ 高千穂町の標高

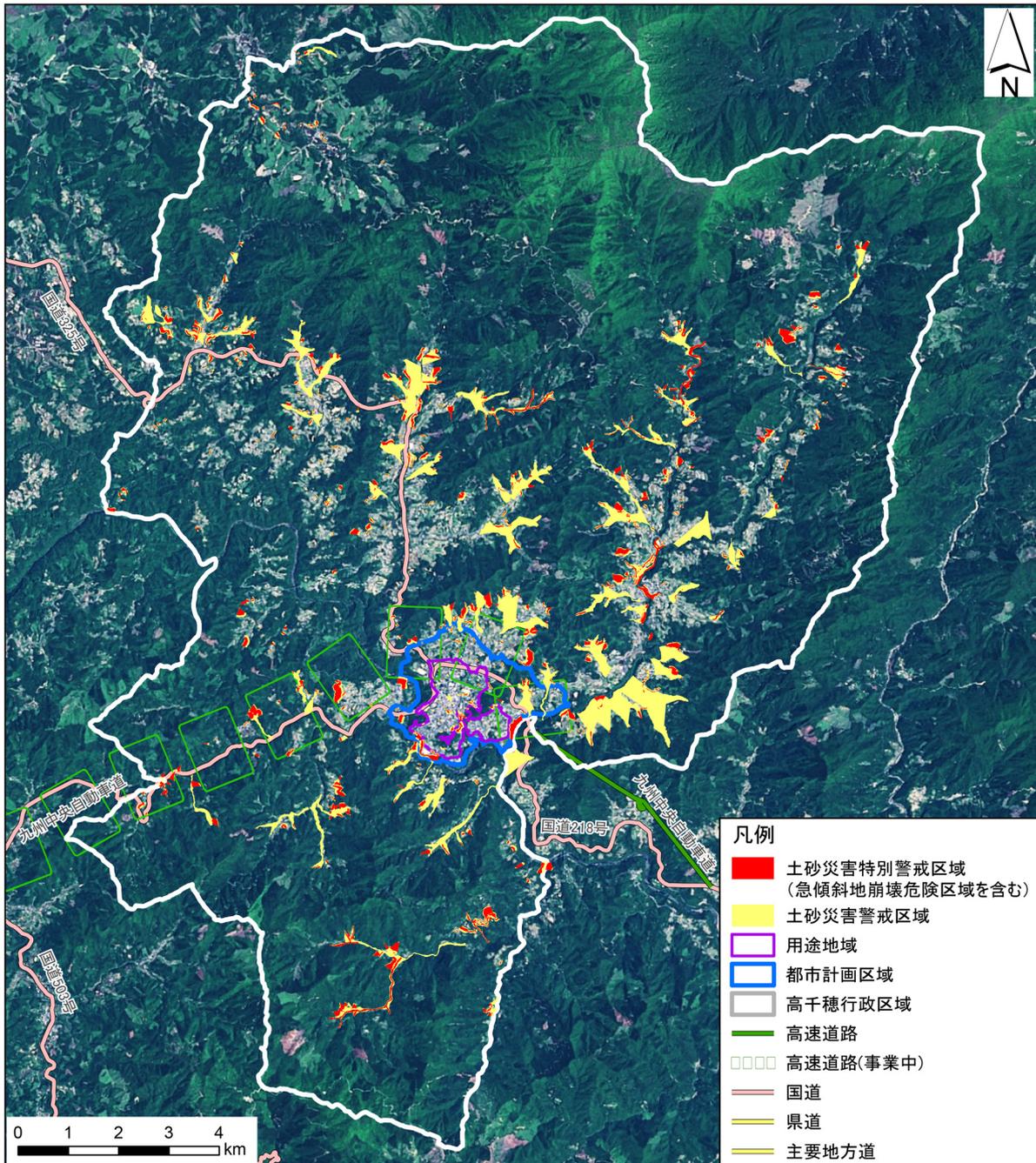


資料：国土地理院地図

(2) 土砂災害

1) 町全域における土砂災害（特別）警戒区域の分布

●町全域を見ると、国道沿いを中心に、土砂災害（特別）警戒区域が点在しています。

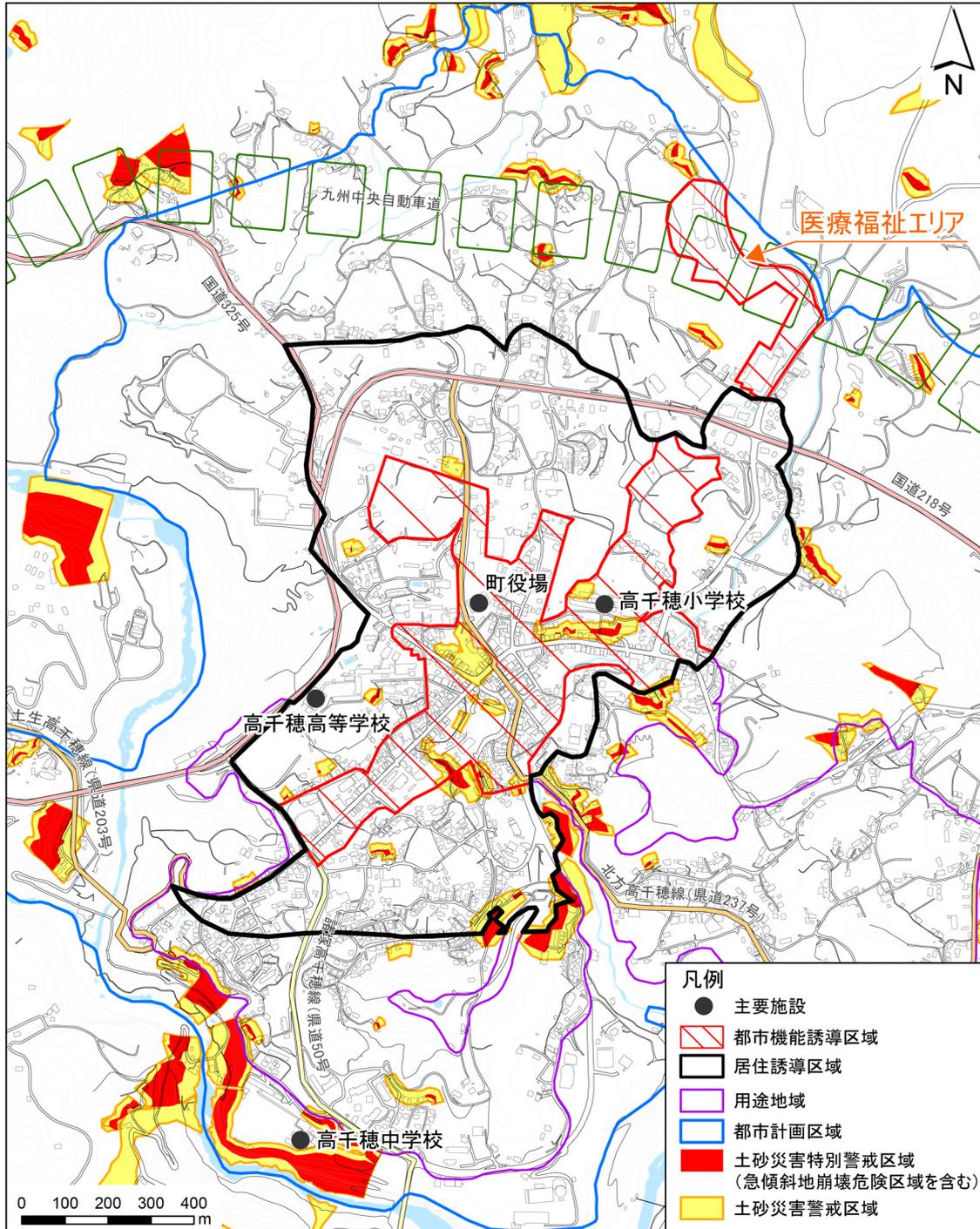


資料：国土数値情報 「土砂災害警戒区域」(2020年)

2) 居住誘導区域内における土砂災害警戒区域の分布

- 居住誘導区域には、土砂災害警戒区域が点在しています。
- 急傾斜地が多いため、土石流とは異なり局所的なリスクが点在しています。
- 都市機能誘導区域内の医療福祉エリアにおいては、災害リスクの想定がありません。

■ 居住誘導区域内 × 土砂災害



資料：国土数値情報「土砂災害警戒区域」(2020年)

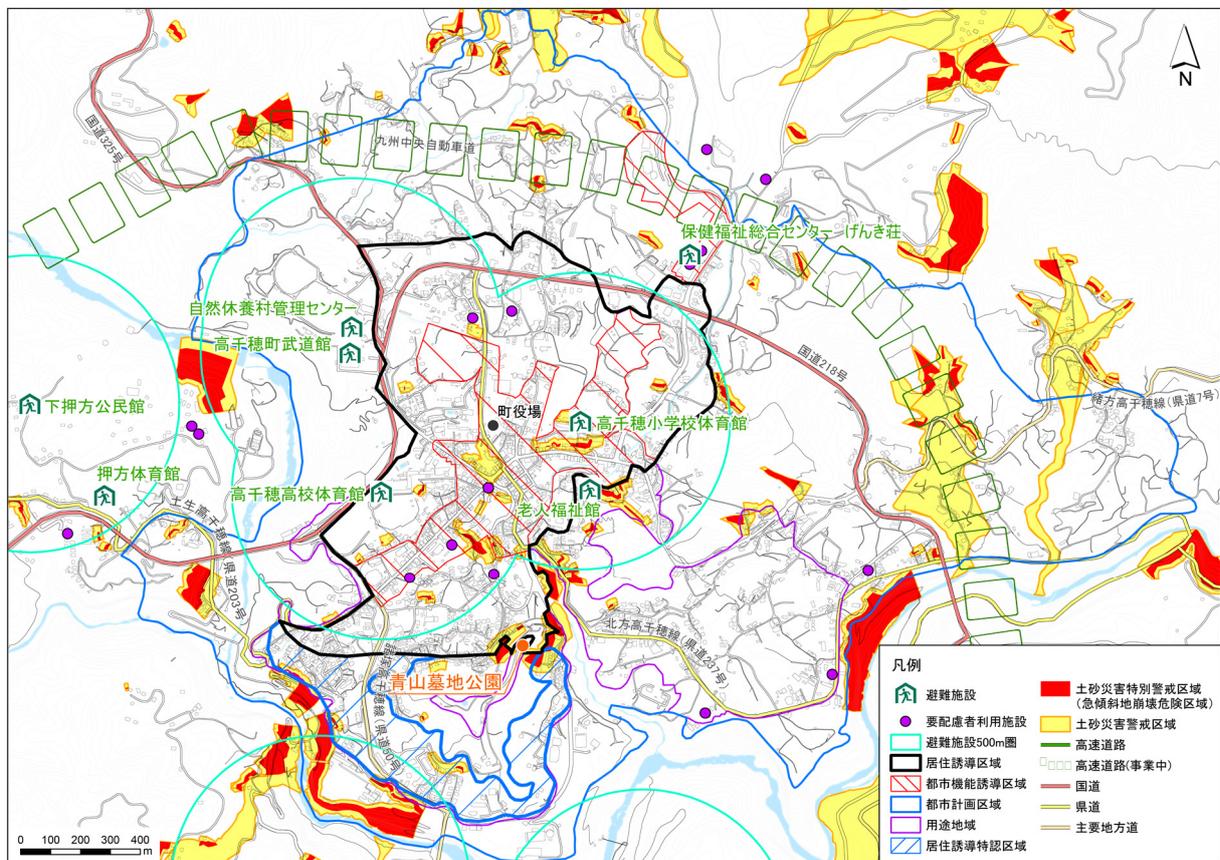
3) 避難所、要配慮者利用施設の分布

- 都市計画区域内には4つの指定避難所と2つの福祉避難所があります。
- 誘導区域内の土砂災害警戒区域付近に要配慮者利用施設*1が分布しています。
- 避難所からの500m 徒歩圏*2を見ると、居住誘導区域の範囲を概ね網羅していますが、青山墓地公園周辺の土砂災害（特別）警戒区域を含む範囲が、徒歩圏外となっています。

※1：「要配慮者利用施設」とは、高齢者や障がい者、乳幼児などの災害時に支援を必要とする人が利用する施設です。

※2：「500m 徒歩圏」は、「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」において、「高齢者の一般的な徒歩圏」として示されている指標です。

■ 都市計画区域 × 避難所 × 要配慮者利用施設



資料：国土数値情報「土砂災害警戒区域」（2020年）

■ 都市計画区域内の指定避難所一覧

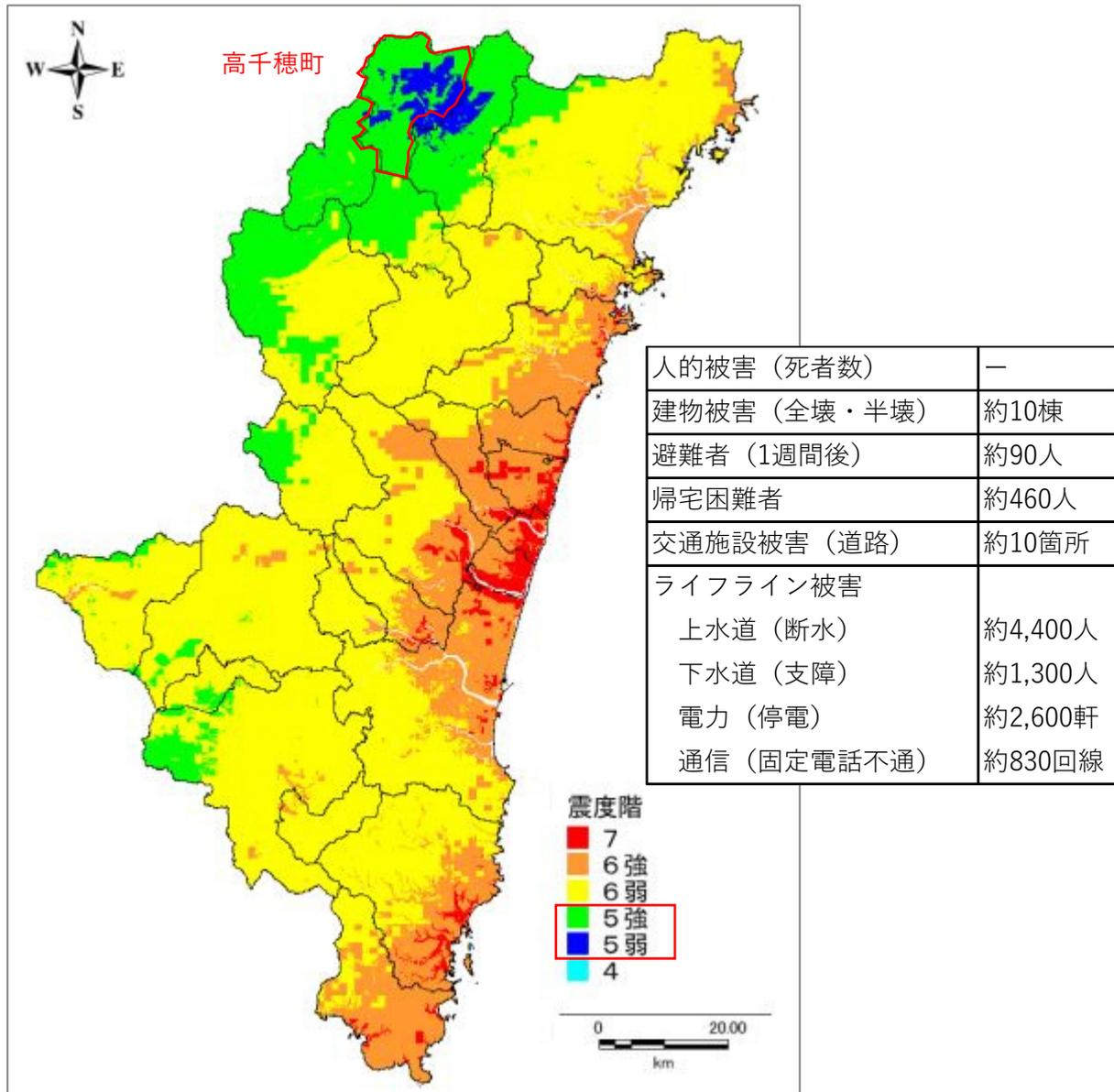
施設名称	収容人数（人）	管理者
自然休養村管理センター	120	町長
高千穂町武道館	250	町長
高千穂小学校体育館	120	校長
高千穂高校体育館	200	校長

(3) 地震

1) 震度分布

- 宮崎県が公表した「宮崎県地震・津波および被害の想定について（宮崎県：令和2年3月）」における、南海トラフ巨大地震（M9 クラスの地震）に伴う本町の震度分布および被害想定を以下に示します。

■ 宮崎県の震度分布



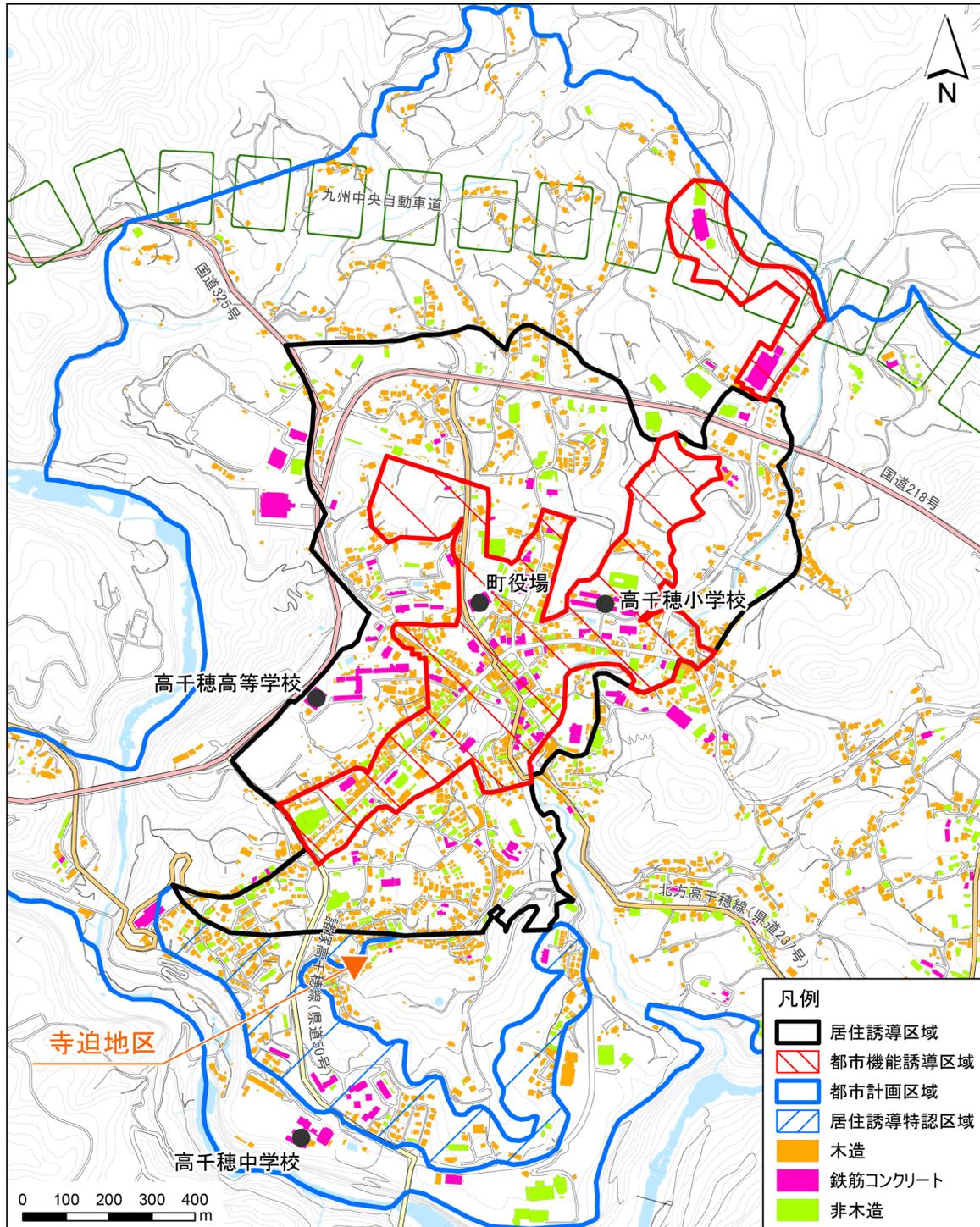
出典：宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和2年3月）

2) 木造家屋密集地

●高千穂高等学校周辺および寺迫地区周辺には、木造家屋が密集しており、火災発生時の延焼や緊急車両の通行が困難となることが懸念されます。

実際に、高千穂高等学校周辺では、昭和 63 年 3 月 25 日に火災が発生しています（被害概要：家屋 6 棟、83 m²）。

■ 居住誘導区域 × 建築物構造

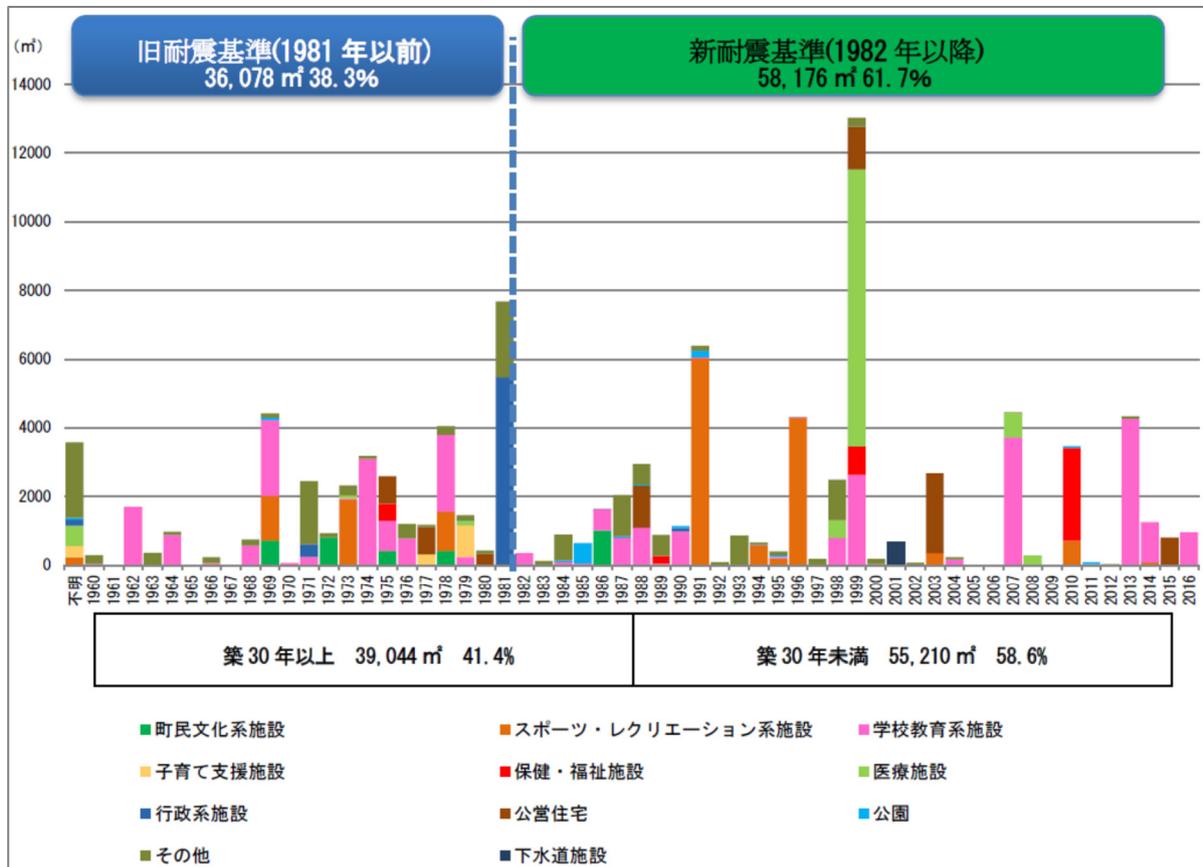


資料：宮崎県都市計画基礎調査 高千穂都市計画区域（平成 31 年 3 月）

3) 公共施設の耐震化

●本町の公共施設（建築物）は、全 101 施設あり、総延べ床面積が 94,254 ㎡となっています。そのうち、4 割程度の施設が築 30 年以上に該当しています。

■ 公共施設の築年数



出典：高千穂町公共施設等総合管理計画（令和2年3月）

3. 防災上の課題とそれに対する取り組み方針

前述の災害リスク分析を踏まえ、本町における防災・減災に向けた課題と取り組み方針を整理しました。

なお、防災に関する取り組み方針は、町の防災に関する指針である「高千穂町地域防災計画（令和3年3月）」および「高千穂町国土強靱化地域計画（令和2年9月）」の内容に即したものとしました。

（1）町全域に関する防災上の課題と取り組み方針

1) 地震に関する課題・取り組み方針

■ 地震に関する課題

地震に伴う土砂災害やライフラインの寸断、建物などの崩壊、火災の発生など、様々な災害の発生が懸念されます。このような複合災害への対応を想定し、平時から防災機能を高めておく必要があります。

■ 地震に関する取り組み方針

● 道路の整備と防災対策

山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、国道・県道・町道・農道・林道等は、社会基盤上重要な施設であり、地域交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策を県と連携して推進していきます。

また、道路の被災が予想される箇所の定期的な巡視パトロールを実施し、実態の把握に努めます。

災害時に迅速な対応がとれるよう、平常時から防災協定の締結に取り組み、官民一体となった取り組みの推進および連携の強化を図ります。

● 緊急輸送等のための交通インフラの確保

緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、国道・県道・町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設です。

高速道路については、九州中央自動車道の「雲海橋～平底」区間が開通しており、「高千穂～雲海橋」区間が新規事業化、「五ヶ瀬～高千穂」区間が事業中と、整備が進んでいます。

引き続き、九州中央自動車道の早期開通に努めるとともに、高速道路などへアクセス可能な道路や町内交通ネットワーク上の重要な道路については、整備と適正な保全対策を県と連携して推進します。

● 公共施設の耐震化

老朽化が進む公営住宅に関しては「高千穂町公営住宅長寿命化計画」に基づいた補修工事や建て替えを行います。

また、建設以降手を加えていない公共施設に関しては、整備費用が大きくなることが予想されるため、「高千穂町公共施設等総合管理計画」に基づき、適切なマネジメントを行い、対応を検討していきます。

● 住宅・建築物の耐震化

高千穂町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、耐震性が不足していると見込まれる住宅や建築物に対して、耐震化の必要性の啓発や、耐震診断・耐震改修費の補助事業による耐震化を推進します。

なお、耐震化を推進していくにあたり、震災時の道路啓開[※]にも留意した対応を検討していきます。

※：道路啓開とは、災害発生時に緊急車両が通行できるよう、がれきを処理し、救援ルートを確保することです。

● 上水道施設等の耐震化

「災害時に重要な拠点となる施設」につながる上水道管路については、耐震化が完了しており、今後は、適切な維持管理を推進します。

また、耐用年数 40 年以上の老朽管の更新に併せて耐震管・耐震適合管への計画的な整備を推進します。

● 下水道施設の維持管理と下水道 BCP の運用

下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震化は完了しており、今後は、適切な維持管理と老朽化対策を行います。

また、高千穂町下水道 BCP に基づく防災訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を推進します。

2) 土砂災害に関する課題・取り組み方針

■ 土砂災害に関する課題

急峻な山地に囲まれた山間地であるため、土砂災害（特別）警戒区域等が広く分布しています。

また、洪水とは異なり事前の発生を予測することが困難なため、平時からの取り組み強化により、住民が災害リスクを正確に把握し、有事に適切な行動がとれるよう、防災力の強化を図る必要があります。

■ 土砂災害に関する取り組み方針

● 土砂災害危険箇所の周知と対策

土砂災害危険箇所の指定促進と防災マップ（令和3年3月作成）を用いた危険箇所の周知を進めます。

また、危険箇所の解消を図るため、県と連携した急傾斜地崩壊対策や土砂災害防止対策を推進します。

● 災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化

デジタル化した防災行政無線や全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図り、適切な避難行動を促進します。

● 自主防災組織の活性化

自主防災組織の活動を支援し、未結成地区については、引き続き組織設立を促進します。

また、自主防災組織のリーダーとなる防災士を養成し、自主防災組織の活性化を図ります。

● 防災意識を高める防災訓練の実施

町民の防災意識を高め、災害に強い地域づくりを目指し、定期的に訓練を行うとともに、あらゆる災害に対応できるよう組織的なルールづくりに取り組みます。

(2) 居住誘導区域・都市機能誘導区域に関する防災上の課題

●急傾斜地崩壊のおそれ

土砂

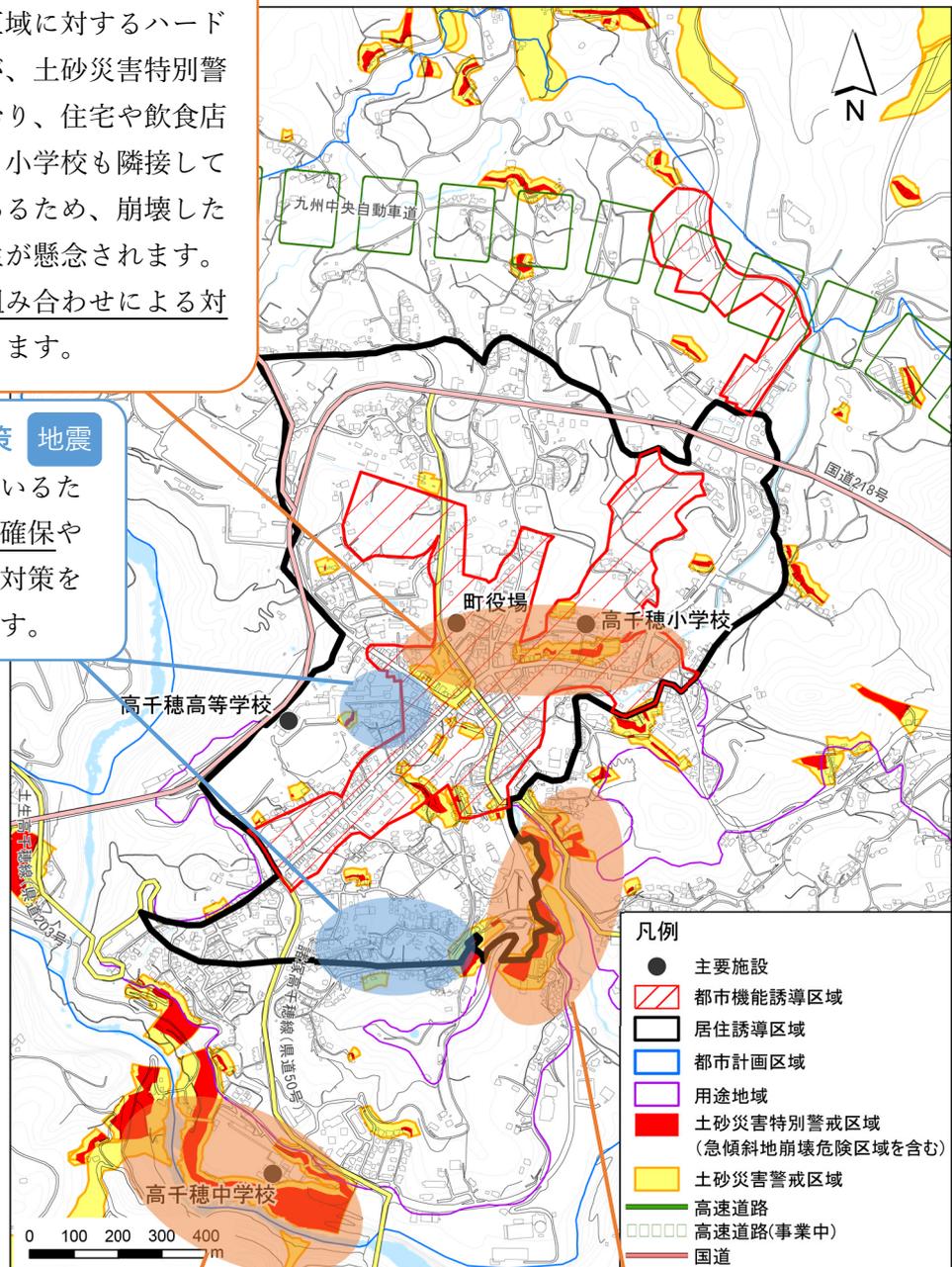
急傾斜地崩壊危険区域に対するハード対策は整備済みですが、土砂災害特別警戒区域等は残存しており、住宅や飲食店等が含まれています。小学校も隣接しているまちの中心部であるため、崩壊した際には人的被害の発生が懸念されます。

ハードとソフトの組み合わせによる対策の検討が必要となります。

●木造家屋密集地対策

地震

木造家屋が密集しているため、地震時の避難経路確保や火災時の延焼防止等の対策を検討する必要があります。



●安全・安心な教育環境の形成

土砂

高千穂中学校周辺には、土砂災害特別警戒区域が広く分布しています。安全・安心な教育環境を確保するために、災害リスクの低い土地への移転を検討する必要があります。

●急傾斜地崩壊のおそれ

土砂

道路幅員が狭い箇所も多く、場所によっては、急傾斜地の崩壊により避難経路が絶たれるおそれがあります。

事前の備えと災害時の行動に関して、特に周知を徹底しておく必要があります。

(3) 居住誘導区域・都市機能誘導区域に関する取り組み方針

●住宅の耐震化促進

地震

安全な住宅地形成に向け、住宅などの耐震診断や耐震改修を促進します。

●消防体制の強化と充実

消防体制の強化を図るために、施設設備等の整備、防災士の取得促進・養成に努めます。また、防災関係機関と相互に連携を保ちながら、消防職員・消防団員等の教育・訓練を実施します。

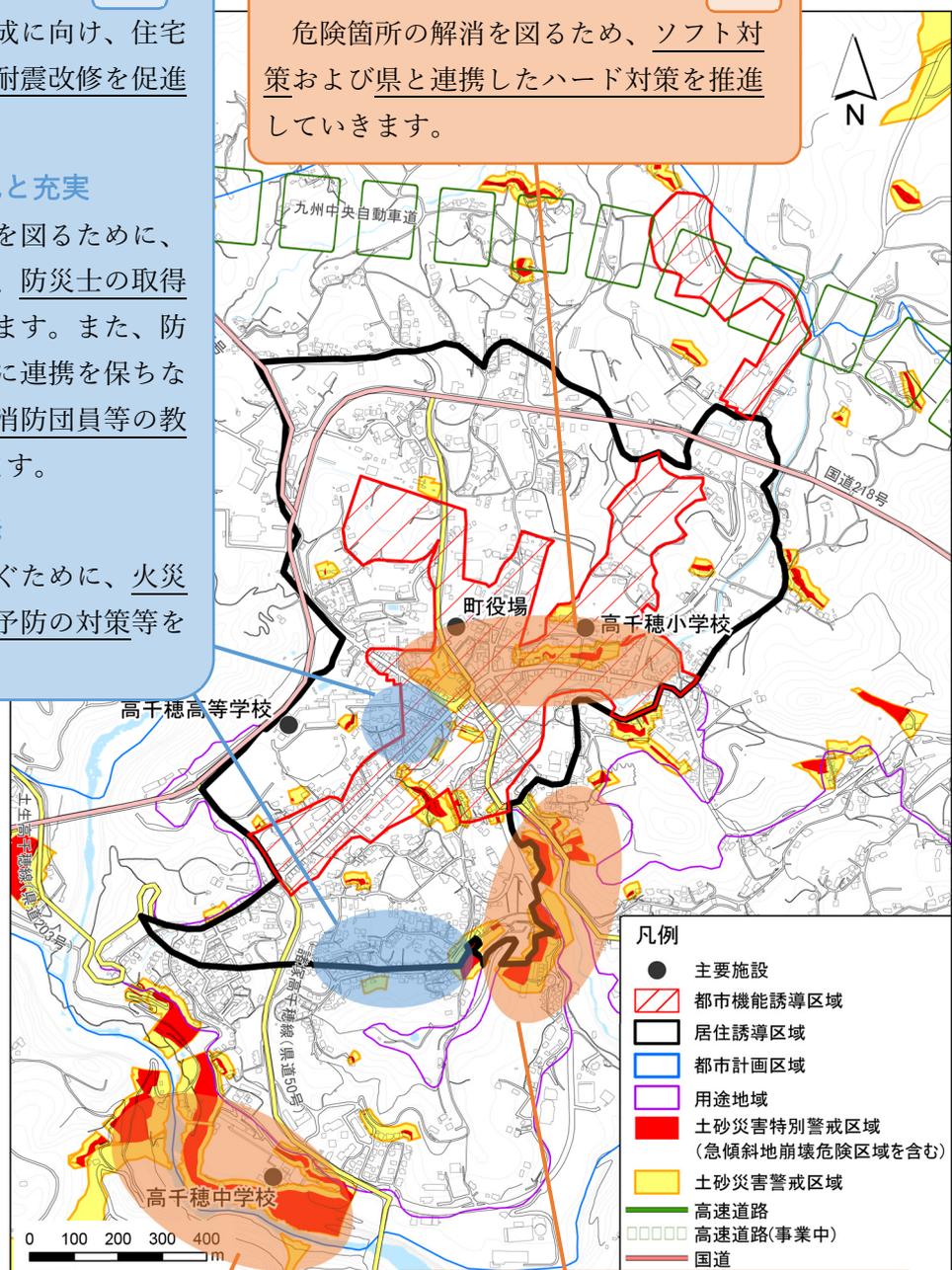
●火災予防の啓発

火災を未然に防ぐために、火災警報器設置や火災予防の対策等を促進します。

●土砂災害危険箇所への対策

土砂

危険箇所の解消を図るため、ソフト対策および県と連携したハード対策を推進していきます。



●安全な土地への移転促進

土砂

高千穂中学校周辺には、土砂災害特別警戒区域が広く分布しており、ハード・ソフト対策による対応にも限界があるため、安全な土地への移転を促進し、安全安心な教育環境の確保を図ります。

●町民の防災意識啓発

土砂

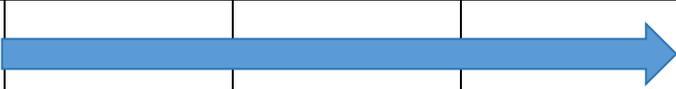
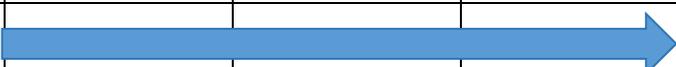
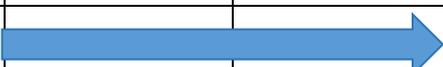
大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行います。

また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及および防災意識の啓発を図ります。

(4) 施策の展開

防災に関する取り組み方針について、施策の実施目標を以下に示します。

■ 実施時期の目標

施策	実施主体	実施時期の目標		
		短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
土砂災害危険箇所への対策	県 町			
住宅の耐震化促進	町			
消防体制の強化と充実	町			
火災予防の啓発	町			
安全な土地への移転促進	町			
町民の防災意識啓発	町			